

ID: 386

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

処分の概要	使用料及び利用料金の減免										
例規名 根拠条項	名寄市都市公園条例 第17条(第21条第2項において読み替える場合を含む。)										
例規番号	平成18年条例第187号										
<p>【根拠条文】 (使用料及び利用料金の減免) 第17条 市長又は指定管理者は、規則で定める事由があるときは、使用料又は利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市都市公園条例施行規則第7条の規定による。 (使用料及び利用料金の減免) 第7条 条例第17条の規定による使用料及び利用料金の減免基準は、別表のとおりとする。 2 前項の規定により使用料又は利用料金の減免を受けようとする者は名寄市都市公園に係る使用料(利用料金)減免申請書(様式第13号)を市長又は指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利用区分</th> <th style="width: 30%;">減免内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(2) 社会教育関係団体、社会福祉関係団体、学校教育関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(3) その他市長又は指定管理者が特に必要と認めた場合</td> <td>5割減額 又は免除</td> </tr> </tbody> </table>				利用区分	減免内容	(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除	(2) 社会教育関係団体、社会福祉関係団体、学校教育関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額	(3) その他市長又は指定管理者が特に必要と認めた場合	5割減額 又は免除
利用区分	減免内容										
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除										
(2) 社会教育関係団体、社会福祉関係団体、学校教育関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額										
(3) その他市長又は指定管理者が特に必要と認めた場合	5割減額 又は免除										
標準処理期間	3日										
備考											
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日								